

「血液・体液曝露等発生後のH I V感染防止体制整備要領」の一部改訂新旧対照表

改訂案	現行	改訂の理由等
<p style="text-align: center;">血液・体液曝露等発生後のH I V感染防止体制整備要領</p> <p>1 目的 「<u>針刺し後のH I V感染防止体制の整備について（平成11年8月30日厚生省通知）</u>」に基づき、<u>エイズ治療拠点病院等に抗H I V薬（以下「予防薬」という。）を配置し、府内の医療機関等において医療行為等に伴う血液・体液曝露等（以下「曝露」という。）が発生した場合に、必要な予防薬の服用が円滑に行われることにより、医療従事者等のH I V感染防止を図ることを目的とする。</u></p> <p>2 配置する予防薬 薬剤の種類は、<u>ツルバダ配合錠（エムトリシタピン・テノホビルジソプロキシルフマル酸塩配合錠）及びアイセントレス錠400mg（ラルテグラビルカリウム錠）とする。</u></p> <p>3 予防薬を配置する医療機関（別紙一覧表のとおり） 予防薬を配置する医療機関（以下「<u>予防薬配置医療機関</u>」という。）は、<u>エイズ拠点病院（中核拠点病院を含む。）、その他京都府が必要と認めた医療機関（以下「<u>予防薬配置協力病院</u>」という。）とする。</u> また、<u>京都府は、最新の予防薬配置医療機関の情報を関係機関（医師会、歯科医師会、保健所等）に周知する。</u></p> <p>4 予防薬の服用等 <u>予防薬の服用は、別途定める「血液・体液曝露等発生後の予防薬服用の実際」を参考に行うものとする。なお、曝露を受けた者（以下「<u>当事者</u>」という。）が診察から予防薬の投薬を受けるまでの流れは次のいずれかによるものとする。</u> <u>（1）原則、当事者は、<u>予防薬配置医療機関</u>で診察、予防薬の処方及び投薬を受ける。</u> <u>（2）何らかの事情により、当事者が、<u>曝露が発生した医療機関</u>で診察、予防薬の処方及び投薬を受けることになり、その際に当該医療機関が予防薬を保有していない場合は、<u>予防薬配置医療機関</u>から分与を受けて対応する。</u> <u>なお、本要領における分与とは、曝露が発生した医療機関が予防薬を保有していない場合に、<u>予防薬配置医療機関</u>から予防薬の提供を受ける緊急避難的な対応をいう。</u></p>	<p style="text-align: center;">針刺し後のH I V感染防止体制整備要領</p> <p>1 目的 「<u>針刺し後のH I V感染防止体制の整備について（平成11年8月30日厚生労働省通知）</u>」に基づきエイズ治療拠点病院等に抗H I V薬を<u>配備し、府内の医療機関又は保健所において針刺し事故等（以下「<u>事故</u>」という。）が発生した場合に、夜間・休日等緊急避難的に当初必要な予防薬の服用が円滑に行われることにより、医療従事者のH I V感染防止を図ることを目的とする。</u></p> <p>2 配置する予防薬 薬剤の種類は、<u>ツルバダ錠（テノホビル/エムトリシタピン合剤）、アイセントレス錠（ラルテグラビル）とする。</u> <u>予防薬の配置及び有効期限切れの補充は京都府が行う。</u></p> <p>3 予防薬を配置する医療機関（別紙一覧表のとおり） 予防薬を配置する医療機関（以下「<u>配置医療機関</u>」という。）は、<u>エイズ拠点病院（中核拠点含む）、その他京都府が必要と認めた医療機関（<u>配置協力病院</u>）とする。</u> また、<u>府健康対策課は、配置医療機関の一覧を関係機関（医師会・病院協会・歯科医師会・保健所等）に周知するものとする。</u></p>	<p>事故対象の拡大による表題変更</p> <p>事故対象の拡大に伴う文言整理</p> <p>薬剤名を正確に表現 2剤服用を明確化 後段は別途記載</p> <p>文言整理</p> <p>文言整理、5条から移動</p>

5 予防薬配置医療機関における体制整備

(1) 手順書等の整備

予防薬配置医療機関は、当事者が遅滞なく診察及び予防薬の処方等が受けられることができるよう並びに曝露が発生した医療機関に対して予防薬の分与等対応できるよう、手順書等を院内で整備し情報共有を図ること。

(2) 担当者の研修等

予防薬配置医療機関は、担当医をはじめ関係者が最新の知識・対応を習熟し院内の体制が円滑に運用できるよう、担当医をはじめ関係者に対する定期的な研修を行うこと。なお、研修の実施に当たっては、中核拠点病院である京都大学医学部附属病院の協力を得ることができる。

(3) 受付窓口の周知等

予防薬配置医療機関は、院内の受付窓口の連絡先、受診科、担当者等について、京都府や関係団体等の協力を得て府内の医療機関、歯科診療所及び福祉施設等に周知するものとする。なお、これらに変更があった場合は、速やかに京都府に報告すること。

6 診察等に対する手数料

予防薬配置医療機関において当事者の診察及び予防薬の処方を行った場合、京都府は、協定に基づき手数料として1件当たり4,090円を予防薬配置医療機関に支払う。ただし、当該予防薬配置医療機関での曝露による診察等を行った場合はこれに当たらない。

7 予防薬等の管理

予防薬配置医療機関は、予防薬受払簿（別紙様式）を作成して予防薬の出納管理を行い、出納の都度、京都府に写しを提出する。

なお、予防薬の配置及び有効期限切れの補充に関する事務は、京都府が行う。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。  
この要領は、平成24年3月22日から施行する。  
この要領は、平成26年3月25日から施行する。  
この要領は、平成28年4月1日から施行する。

4 配置医療機関における責任者及び緊急連絡体制の整備

配置医療機関においては、院内における責任者及び緊急連絡先を定め、予防服用の依頼に迅速に対応できるよう院内の体制を整備する。  
また、当該責任者及び緊急連絡先を変更したときは、府健康対策課まで報告する。

5 予防薬服用の実施方法（別紙「針刺し後の予防薬服用の実際」参照）

予防薬服用については、「医療事故後のHIV感染防止のための予防服用マニュアル」（国立国際医療センター病院エイズ治療・研究開発センター作成）に基づき、本人の意向を確認のうえ、事故発生医療機関の医師が予防薬服用の適否を判断し、配置医療機関から予防薬の提供を受ける。

6 予防薬等の管理

配置医療機関は、予防薬受払簿（様式1）を作成し、予防薬を適正に管理するとともに、予防薬の使用又は分与を行った場合は、府健康対策課まで報告する（必要な場合は健康対策課が補充を行う）。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。  
この要領は、平成24年3月22日から施行する。  
この要領は、平成26年3月25日から施行する。

配置医療機関の役割を明記、文言整理

文言整理、別途記載により2条へ

新設

医療機関、府の役割を明確化

(別記様式)

予防薬受払簿

予防薬名：

医療機関名：

受払 年月 日	受払 先	適用	受(錠)		払(錠)		残数 (錠)	処方 医師	調剤 等担 当薬 剤師	特記 事項 (口 ット 番号 等)
			納入	補充	処方 等	廃棄				

(様式1)

予防薬受払簿

医薬品名：

医療機関名：

受払 年月 日	受払 先	適用	受(錠)		払(錠)		残 (錠 数)	受払 担当 者名 (自 署で 可)	薬局 長等 責任 者確 認印	備考
			納入	補充	処方 等	廃棄				

